

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」における「地方税の税制優遇」検討懇談会 (第2回) 議事概要

1. 日時 令和6年8月27日(火) 午前9時30分～午前11時30分

2. 場所 ORE札幌ビル8階会議室5

3. 出席者

[座長] 北海道大学 工学研究院 教授 石井 一英

[委員] 北海道大学 公共政策学連携研究部 教授 宇野 二郎

北海道経済連合会 専務理事 高田 聡

北海学園大学 経営学部 教授 石嶋 芳臣

株式会社三井住友銀行 理事 金子 忠裕

(グローバルバンキング部門、ホールセール部門 統括責任役員補佐)

(水素バリューチェーン推進協議会 金融委員会 委員長)

[オブザーバー] 北海道市長会、北海道町村会、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所、北海道(財政局税務課)、札幌市(財政局)

※欠席者(別途、書面にて意見提出あり)

[委員] トヨタ自動車北海道株式会社 代表取締役専務 今井 光明

釧路公立大学 地域経済研究センター長 教授 中村 研二

4. 議事

(1) 第1回検討懇談会で示した「『地方税の税制優遇』検討における基本的考え方(素案)修正案」について

事務局より、資料1、資料2に基づき、第1回懇談会での意見に対する事務局の考え方及びそれを反映した素案の修正案について説明があり、次のとおり意見交換が行われた。

【委員からの主な意見】

資料1 論点1 「税の優遇の効果」

資料2 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について
税制優遇の効果について

- 前回のフォローということで、全体のパッケージと今回の税制優遇の位置づけをわかりやすく示せているのではないかと。それに加えて既存制度との位置づけ、足りなかったところを前回の意見に対してある程度反映できていると思う。
- よくまとめていただいていると思う。従来との重複にならないように役割分担をきちんとした制度にしていただけたらと思う。
- 税制優遇が全体の中のポイントとして示されており、資料の使い方、示し方、我々の考え方がマッチングしていて良い。事業者に向けてのアプローチとしては最善ではないか。
- 短期間の中で見える化をしていただき、わかりやすい表のまとめになったのではないかと。
- グリーンウォッシュの話に関連し、アメリカでは反 ESG のような動きが出てきていると認識している。また欧州グリーンディールということで、ここ3、4年再エネ導入やEV、ヒートポンプの推進を政治主導で引っ張ってきたが、進捗ははかばかしくない。今後は欧州の急進的な考え方とアメリカの反 ESG 的な考え方のコンフリクトが強くなることが予想される。日本あるいは北海道のGXならではの特色やポリシーを持ちながら、情報発信を進めていただければと思う。

資料1 論点2「対象のGX事業」

論点3「対象のGX事業者」

資料2 GX産業集積（対象事業、事業者、税目）

- 資料①の論点2（NO.8）について、拠点港湾における固定式のクレーンの設置や、資材保管用の倉庫建設など、専ら優遇対象となるGX事業に利用するための設備投資を実施する場合、優遇対象に加えることを、税制優遇案等に明記いただきたい。また送電線設備について、陸上風力発電の例だが、新たな企業体を設置して当該事業者が送電線を整備保有し、発電事業者から利用料を徴収するケースも考えられる。発電設備と一体不可分である送電線について、発電事業者か否かで税制優遇適用可否が分かれるのは合理的でないことから、発電事業者以外が送電線を整備する場合も優遇対象に加えるべきと考える。さらに対象事業や運用の定期的な見直しについて、対象となる9つのGX事業の枠組みの中で付随する業務としての線引き上、今回対象外とする事業についても、社会情勢等の変化によって、将来的に対象とすることが適切となる可能性が否定できない。GX事業は産業自体が黎明初期であり、税制優遇の臨機応変な運用が行われる必要がある。9つの分野に付随するもの等についての丁寧なモニタリングと、定期的なレビューの機会を設定してはどうか。
- 今回の税制優遇は目的がしっかりしているように思うが、税制の部分だけに着目すると、道外事業者にメリットが偏っているのではないかという意見があるかもしれない。全体パッケージの中で、道内事業者も含めてGXに向かって進んでいる、というメッセージを発することが必要だと思う。
- 雇用要件3名以上の考え方は何か。金融事業の場合、本社から指示を受けて、ということも可能なので、1人でも良い場合があるのではないか。
- 地方税は応益的な税であることから、本来は地方公共団体の地域をつくるための貴重な財源だということが前提としてある。そう考えると、事業範囲について、北海道や市の計画に基づいているものを対象とすることが前提であり、そのためにはしっかりと計画をつくり、どのような事業を対象とするのか、条例で明記していくことが重要だと考える。そういうことが制度の前提にありつつ、定期的なモニタリングをして追加していく枠組みができると考える。同時に、十分に普及しているものについて新たに地方税を軽減する必要はないように思う。GX産業の発展はめざましいものであり、それにあわせて定期的に議論できる場があると良いと思う。計画にモニタリングがあると思うので、その中で同期して進めていけば良いと思う。
- 金融機関のファイナンスの観点から、各対象事業に対する政府のサポートが長期的・安定的にされることが重要だと思う。金融サイドはファイナンスの際、将来

のキャッシュフローの安定性を見るため、事業に対するサポートが継続的にされることが担保されるのが良いと思う。見直しが必要という意見はもつともだが、突然支援対象から外れる、ということはないようにしていただきたい。

- GX・金融に共通していえることだが、3名という雇用要件について、事業者の規模が様々ある中で、特に研究開発分野では実際のフィールドで研究を行う従業員に対し、本社から指示をだす、という事業もあると思う。より制度が活用しやすくなるという観点で見れば、3名という雇用要件を広げ、1名以上でも良いのではないか。

資料1 論点5「対象の金融系事業」

論点6「対象の金融系事業者」

資料2 金融機能の強化・集積（対象事業、事業者、税目）

- 今回 GX 金融・資産運用特区の指定があったという趣旨に鑑みると、アセットマネジメント業務、ファンド運営者、投資顧問業者を中心にサポートしていくという考え方には賛同する。
- 資料②の8ページのイラスト図により、ターゲットがイメージしやすくなった。また道内への資金提供が予定されているという要件は、道内への関連事業への投資を促すという観点から望ましいと思う。
- 一定規模以上の資金提供が予定されているという要件は、すぐに撤退することを防ぐためにも必要だと思う。また計画を持って事業を進めることが想定されるので、少し先の事を見据えられるという意味では、地域の経済活性化にも寄与することが期待できると考えられる。

資料1 論点7「優遇内容」

論点8「制度実施期間」

資料2 優遇期間・税率（GX産業・金融）

制度の実施期間

- 10年間という期間について、業種によっては長すぎるのではないかと思う。資料を見ると太陽光や水素などは収益化されるまでの期間が短くなっており、他の分野と比較したときに、税が軽減される期間が長いように感じる。再エネの普及のために軽減をする必要があるというのはわかるが、他産業やその他の税との公平性からの観点からどうなのかという意見を持っている。少なくとも大規模で時間がかかりリスクが大きいものと、すでに商用化されているものについては分けて考えるべき。金融についても、収益化されてキャッシュフローがプラスになるのが最長8年で、2年くらい猶予があるというイメージだと思うが、急速に立ち上がるものも想定されるのであれば、10年はやはり長いのではないかという気がする。ただ大阪府との関係があり、大阪は10年フルで実施しており、対象も重なっているため、そういう観点からは10年もありえるのではないか。
- 制度実施期間は長すぎるのではないか。もし10年間軽減を行うとして、制度期間も8年ある状況だと、18年先の地方税軽減を決めることになる。地方税はその時々々の地方議会によって決定していくという原則があると思う。10年の例が存在するからそこまで問題ではないかもしれないが、法定外目的税を課すような場合は5年でサンセットにしているところが多く、それを考えるとその時々々の議会の意見を意識する必要があると思う。特区という特別なものについて、その間制度を持続させるという考え方は合理的だと思うが、それを特区の最終年度に持ち込むのが本当に良いのか。
4年または5年で制度を区切って制度の見直しを挟み、制度を継続するかどうかを議会に諮るのも重要。
- 太陽光はアセス案件にならない事例が多く、土地があれば外資系の投資家にどんどん建てられてきたので、比較的リードタイムの短い事業だという認識。ただ道内市町村では、そういったことを野放しにしないため、ガイドラインや条例を作っている。今後地域住民との調整が必要となる案件が多くなると、調査や立地にかかる時間はこれから長くなることが予想される。また水素については、計画が水面に上がってからの作り出しは早いですが、その前に何年も準備期間があるため、この図では実態をうまく捉えられていないと思う。
- 太陽光は調整済みの適地に立てる、データセンターは再エネを使うなど、条件をつけてそれに該当するものに軽減措置を行うような、もう少し丁寧な検討が必要だと思う。

- 優遇効果が高いことはもちろんのこと、他地域との競争力の観点や、これから主戦場となることが予想される洋上風力等のリードタイムを考えても10年が良い。種別をみて税制を変えることも一つの方策だとは思いますが、制度としてシンプルなものという意味で、5年と10年を比較すると10年とすべきと考える。
- 税制としての本来のありかたをしっかりと説明した後に、競争力やGX、特区に対する道・札幌市の思いを説明することが重要だと思う。
- 制度の見直しとともに効果検証もしっかり行うべき。例えば毎年度、今年度どれだけ立地したのか、申請がどれだけあったのか、事業着手まで至ったものがどれだけあったのか、それにより排出量がどれだけあったのかなど、細かに報告することは、ほかの納税者に対する報告でもあると思うので、議会への報告や、道民に対する情報提供など、丁寧にやっていただきたいと思う。
- GX事業は、業種によって事業開始までの期間は異なるが、事業ごとに優遇期間を設定すると制度が複雑になるのではないかと。再エネ供給量の増加や、脱炭素の推進という観点を踏まえれば、事業開始まで長いもの、短いものの平均をとって、優遇期間も一律10年という設定の方がシンプルではないだろうか。

以上